

令和6年度

太良町簡易水道事業

水質検査計画



太良町環境水道課

1. 基本的な方針

給水する水が水道水質基準に適合し、安全であることを保障するために、以下の方針で水質検査を実施します。

(1) 検査地点

水道法で義務づけられている給水栓水（蛇口）については、各配水池の水系ごとに水質検査を実施します。また、水道原水についても、各水源ごとの水質検査を実施します。

(2) 検査項目

検査項目は、毎日検査項目、水質基準項目（水道法で検査が義務づけられている項目）とし、クリプトスルピジウム等原水の汚染の監視を目的とした検査も実施します。

(3) 検査頻度

水道法に基づく色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査については、給水栓で毎日行います。

水質基準項目の検査は、概ね月1回以上行うこととされている項目については月1回、その他の項目は、概ね3ヶ月に1回とします。

2. 簡易水道事業の概要

本町の簡易水道事業では、令和5年3月末現在、1,610戸、4,187人（水道普及率97.7%）の皆さんに水道水をお届けしています。

皆さんにお届けする水道水は、地下水（一部表流水）で賄われています。町内各所の水源地の井戸等で汲み上げた水は、必要な処理を行った後、直接配水池に送り、自然流下により皆さんの所へ配水しています。

表1 簡易水道事業概要

令和5年3月末現在

水道事業体	太良町環境水道課（太良町役場内）	
	所在地	佐賀県藤津郡太良町大字多良1番地6
水道施設	水源地	15箇所（深井戸12本、浅井戸2本、表流水2箇所） 取水能力 2,416.1 m ³ /日
	配水施設	配水池数 15箇所（15系統）
		配水池容量 1,091 m ³
		一日最大配水量 1,583 m ³
	配水方式	一日平均配水量 1,247 m ³ 自然流下方式

3. 水道水源の状況及び水質管理上の留意事項

本町は地下水に恵まれ、簡易水道事業のほとんどが地下水（一部表流水あり）を利用しています。水源水質は良好で安定しております。

耐塩素性病原生物対策については「水道におけるクリプトスボリジウム等対策指針」に基づき実施します。

塩素消毒後の水道水については水質基準に適合していますが、給水栓までに水質が変化することがあります。水質が変化するものにトリハロメタンなどの消毒副生成物、残留塩素、鉛が上げられます。

トリハロメタンについては、これまでの検査の結果、基準値を大きく下回っており特に心配はありませんが、今後も検査を行い安全の確認を行います。

残留塩素については、給水栓水の遊離残留塩素を衛生上の措置とし、 0.1mg/l 以上を保持しなければならないとしています。法令で定められた給水栓での残留塩素濃度を保持したうえで必要最小限の注入率となるよう管理しています。

鉛については、鉛溶出の主原因となる鉛管は太良町では使用されていません。安心してご利用いただけます。

配水系統の水源、配水している地区は次のとおりです。

（1）配水系統及び水源

①亀ノ浦水源地（亀ノ浦水系） [大浦地区簡易水道施設]

水源……亀ノ浦水源地は亀ノ浦地区亀ノ浦川側にあり、深さ 50 m の 2 本の井戸から浄水池に汲み上げています。次亜塩素酸ナトリウムによる塩素滅菌を行った後、容量 371 m³ の配水池に水を貯め、自然流下により配水しています。

配水地区……亀ノ浦、田古里、津ノ浦、今里、牟田、道越地区の一部など

②中畠水源地（中畠水系） [大浦地区簡易水道施設]

水源……中畠水源地は里地区諏訪神社側にあり深さ 50 m の井戸から中畠地区にある配水池へ汲み上げ、次亜塩素酸ナトリウムによる塩素滅菌を行い、容量 61 m³ の配水池に水を貯め、自然流下により配水しています。

配水地区……広江、亀ノ浦の一部、日ノ辻、野崎地区など

③牟田水源地（岩下水系） [大浦地区簡易水道施設]

水源……牟田水源地は牟田地区田古里川側にあり、深さ 66 m の井戸から道越地区にある配水池へ汲み上げ、次亜塩素酸ナトリウムによる塩素滅菌を行った後、容量 250 m³ の配水池に水を貯め、自然流下により配水しています。

配水地区……道越、竹崎地区など

- ④里水源地 [里地区簡易水道施設]
水源……里水源地は里地区薬師平にあり、深さ124mの井戸から浄水池（容量45m³）に汲み上げています。次亜塩素酸ナトリウムによる塩素滅菌を行い、容量62m³の配水池に水を貯め、自然流下により配水しています。また、里（長川良）地区については、加圧し配水しています。
- 配水地区……里、平野、青木平、中畑、野上地区
- ⑤伊福水源地 [伊福地区簡易水道施設]
水源……伊福水源地は伊福地区にあり、深さ50mの井戸から汲み上げ、次亜塩素酸ナトリウムによる塩素滅菌を行った後、容量100m³の配水池に水を貯め、自然流下により配水しています。
- 配水地区……伊福、江岡地区
- ⑥蕪田水源地 [蕪田地区簡易水道施設]
水源……蕪田水源地は蕪田地区にあり、深さ202mの井戸から汲み上げ、次亜塩素酸ナトリウムによる塩素滅菌を行った後、容量47m³の配水池に水を貯め、自然流下により配水しています。
- 配水地区……蕪田、柳谷地区
- ⑦中尾水源地 [中尾地区簡易水道施設]
水源……中尾水源地は中尾地区にあり、深さ157mの井戸から汲み上げ、次亜塩素酸ナトリウムによる塩素滅菌を行った後、容量31m³の配水池に水を貯め、自然流下により配水しています。
- 配水地区……中尾地区、大野の一部
- ⑧喰場水源地 [喰場地区簡易水道施設]
水源……喰場水源地は喰場地区にあり、深さ302mの井戸から汲み上げ、次亜塩素酸ナトリウムによる塩素滅菌を行い、容量30m³の配水池に水を貯め、自然流下により配水しています。
- 配水地区……喰場、端月地区
- ⑨大川内水源地 [大川内地区飲料水供給施設]
水源……大川内水源地は大川内地区にあり、深さ202mの井戸から汲み上げ、次亜塩素酸ナトリウムによる塩素滅菌を行った後、容量13m³の配水池に水を貯め、自然流下により配水しています。
- 配水地区……大川内地区
- ⑩上今里水源地 [上今里地区飲料水供給施設]
水源……上今里水源地は今里地区にあり、深さ130mの井戸から汲み上げ、次亜塩素酸ナトリウムによる塩素滅菌を行った後、容量10m³の配水池に水を貯め、自然流下により配水しています。
- 配水地区……今里地区の一部

- ⑪山根水源地 [山根地区飲料水供給施設]
水源……山根水源地は大平国有林内にあり、深さ250mの井戸から汲み上げ、次亜塩素酸ナトリウムによる塩素滅菌を行い、容量20m³の配水池に水を貯め、自然流下により配水しています。
- 配水地区……山根地区
- ⑫板ノ坂水源地 [板ノ坂地区飲料水供給施設]
水源……板ノ坂水源地は板ノ坂地区にあり、深さ10mの浅井戸から汲み上げ、緩速濾過施設をとおし、次亜塩素酸ナトリウムによる塩素滅菌を行い、容量10m³の配水池に水を貯め、自然流下により配水しています。
- 配水地区……板ノ坂地区
- ⑬嘉瀬ノ坂水源地 [嘉瀬ノ坂地区飲料水供給施設]
水源……嘉瀬ノ坂水源地は嘉瀬ノ坂地区にあり、深さ10mの浅井戸から汲み上げ、緩速濾過施設をとおし、次亜塩素酸ナトリウムによる塩素滅菌を行い、容量10m³の配水池に水を貯め、自然流下により配水しています。
- 配水地区……嘉瀬ノ坂地区
- ⑭大野水源地 [大野地区飲料水供給施設]
水源……大野水源地は大野地区にあり、表流水を貯水槽（容量50m³）に貯め、緩速濾過施設をとおし、次亜塩素酸ナトリウムによる塩素滅菌を行い、容量13m³の配水池に水を貯め、自然流下により配水しています。
- 配水地区……大野地区の一部
- ⑮下中山水源地 [下中山地区飲料水供給施設]
水源……下中山水源地は中山地区にあり、表流水を自然流下により緩速濾過施設をとおし、次亜塩素酸ナトリウムによる塩素滅菌を行い、容量18m³の配水池に水を貯め、自然流下により配水しています。
- 配水地区……中山地区の一部

4. 検査体制

水質検査は、皆さんに安心して水道水を利用していただけるよう、水源から蛇口に至るまで定期的に行います。毎日検査項目については、職員により行います。水質基準項目やクリプトスボリジウム等原水の汚染の監視を目的とした水質検査項目については、当該項目の検査が可能な厚生労働大臣の登録検査機関（水道法20条第3項に基づく）に委託して行います。

また、委託内容は試料の採取及び運搬、採水容器の準備、定期及び臨時の水質検査などとします。

5. 水質検査

(1) 検査地点

①原水

各水源地すべての水源 16箇所の原水について検査を行います。

②浄水（蛇口の水）

配水系統ごと 15箇所の測定地点を定め検査を行います。また、水道水の水質を確認するため行う検査（毎日検査）は、15箇所の配水系統給水栓で行います。

(2) 検査項目と検査頻度

①検査項目

●法令で定められている水質基準項目（51項目）について検査を行います。

●浄水処理を行う前の原水には、消毒剤は入っていないため、クロロ酢酸など塩素消毒によって生成する 10 項目（No. 22～31）及び消毒剤中の不純物である塩素酸、味の検査は省略します。

また、原水の指標菌検査（4回／年）を行います。

②検査頻度

●原水

（別表）水質基準の項目と検査頻度（原水）に基づき、年1回の検査を行います。

●浄水

（別表）水質基準の項目と検査頻度（給水栓水）に基づき検査を行います。

また、法令で定められている 3 項目（色・濁り及び残留の効果）の検査については、毎日検査を行います。

6. 臨時の水質検査

水源等で次のような水質の変化が認められ、水質基準を超越する恐れがある場合、直ちに取水を停止するなど必要な措置をとるとともに、水源や配水池など必要な地点で、安全が確認されるまで臨時の水質検査を行います。

（1）原因不明の色及び濁りが生じるなど水質が著しく悪化したとき。

（2）臭気及び味に著しい変化が生じたとき。

（3）油流出等の水質事故により、水道水質に著しい影響を与える恐れが生じたとき。

7. 水質検査の方法

水質基準項目の検査方法については、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年厚生労働省告示第261号)、消毒の残留効果(遊離残留塩素)については、「遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法」(平成15年厚生労働省告示第318号)、及び指標菌、クリプトスロジウム等については、「水道における指標菌及びクリプトスロジウム等の検査方法」(平成19年厚生労働省健康局水道課長通知健水発第033006号)により行います。

8. その他水質検査の実施に際し、配慮すべき事項

(1) 水質検査結果の評価について

水質検査の結果により、水質基準に適合しない状況となった場合直ちに原因を調査し、水質基準を満たす水質を確保する。

評価の基準としては、基準値の10%及び20%超過の項目に着目し、水源の状況並びに採水場所の状況を考慮しながら水質検査結果を評価する。

(2) 水質検査計画の見直しについて

次年度の検査計画を樹立する際に、過去5年間の水質検査結果を整理し、基準値超過の項目及び変動が著しい項目等を拾い上げるとともに、登録検査機関の意見を参考に検査計画を見直すこととする。

(3) 水質検査計画の精度及び信頼性保証について

厚生労働大臣が実施する精度管理において、良好な状態が維持されているかどうか確認を行うとともに、登録検査機関の検査管理体制が適正になされているか確認する。

(4) 関係者との連携について

水質異常が発生した場合には、「水道水質管理基準」により水道事業者が講ずべき措置を実施するとともに、県生活衛生課や杵藤保健福祉事務所などの関係機関と連携し迅速に対応する。

太良町環境水道課

〒849-1698

佐賀県藤津郡太良町大字多良1番地6

TEL: (0954) 67-0946

FAX: (0954) 67-2103

原水採水場所一覧

番号	地区名	水源	採水場所	備考
1	伊福地区簡易水道施設	深井戸	井戸、蛇口より採水	
2	山根地区飲料水供給施設	〃	井戸室横、泥吐弁より採水	
3	下中山地区飲料水供給施設	表流水	浄水場、着水槽より採水	
4	大川内地区飲料水供給施設	深井戸	井戸、蛇口より採水	
5	喰場地区簡易水道施設	〃	井戸室内の蛇口より採水	
6	蕪田地区簡易水道施設	〃	井戸、蛇口より採水	
7	中尾地区簡易水道施設	〃	〃	
8	大野地区飲料水供給施設	表流水	貯水地、貯水槽より採水	
9	板ノ坂地区飲料水供給施設	浅井戸	浄水場、着水槽より採水	
10	嘉瀬ノ坂地区飲料水供給施設	〃	〃	
11	大浦地区簡易水道施設(大浦②)	深井戸	井戸、蛇口より採水	中畑
12	里地区簡易水道施設	〃	〃	薬師
13	上今里地区飲料水供給施設	〃	〃	
14	大浦地区簡易水道施設(大浦③)	〃	〃	牟田
15	大浦地区簡易水道施設(大浦①)	〃	〃	亀ノ浦1号井戸
16	大浦地区簡易水道施設(大浦④)	〃	〃	亀ノ浦2号井戸
計	16箇所			

給水栓水採水場所一覧

会計	施 設	採 水 場 所	備 考
簡易水道事業	伊福地区簡水	太良町大字伊福 ゆたたり館屋外給水栓	
	里地区簡水	太良町大字大浦 里消防詰所屋外給水栓	
	大浦第一地区簡水	太良町大字大浦 大浦土地改良区給湯室給水栓	
	大浦第二地区簡水	太良町大字大浦 大浦中学校屋外給水栓	
	大浦第三地区簡水	太良町大字大浦 道越環境広場屋外給水栓	
	喰場地区簡水	太良町大字多良 嘰場婦人ホーム屋外給水栓	
	中尾地区簡水	太良町大字糸岐 中尾公民館屋外給水栓	
	蕪田地区簡水	太良町大字糸岐 蕪田公民館屋外給水栓	
	上今里地区飲供	太良町大字大浦 今里民家屋外給水栓	
	嘉瀬ノ坂地区飲供	太良町大字糸岐 嘉瀬ノ坂公民館屋外給水栓	
	板ノ坂地区飲供	太良町大字糸岐 三里分校跡地屋外給水栓	
	大野地区飲供	太良町大字糸岐 大野民家屋外給水栓	
	大川内地区飲供	太良町大字多良 大川内集会場屋外給水栓	
	下中山地区飲供	太良町大字多良 中山公民館屋外給水栓	
	山根地区飲供	太良町大字多良 山根民家屋外給水栓	
計		15箇所	

水質基準の項目と検査頻度(原水)

○:検査を行う項目 ◎:現場で検査を行う項目

NO.	水質基準項目	原水水質検査
		簡易水道施設全地区(16箇所)
		6月
1	一般細菌	○
2	大腸菌	○
3	カドニウム及びその化合物	○
4	水銀及びその化合物	○
5	セレン及びその化合物	○
6	鉛及びその化合物	○
7	ヒ素及びその化合物	○
8	六価クロム化合物	○
9	亜硝酸態窒素	○
10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	○
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○
12	フッ素及びその化合物	○
13	ホウ素及びその化合物	○
14	四塩化炭素	○
15	1,4-ジオキサン	○
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○
17	ジクロロメタン	○
18	テトラクロロエチレン	○
19	トリクロロエチレン	○
20	ベンゼン	○
21	塩素酸	
22	クロロ酢酸	
23	クロロホルム	
24	ジクロロ酢酸	
25	ジブロモクロロメタン	
26	臭素酸	
27	総トリハロメタン	
28	トリクロロ酢酸	
29	プロモジクロロメタン	
30	プロモホルム	
31	ホルムアルデヒド	
32	亜鉛及びその化合物	○
33	アルミニウム及びその化合物	○
34	鉄及びその化合物	○
35	銅及びその化合物	○
36	ナトリウム及びその化合物	○
37	マンガン及びその化合物	○
38	塩化物イオン	○
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○
40	蒸発残留物	○
41	陰イオン界面活性剤	○
42	ジェオスミン	○
43	2-メチルイソボルネオール	○
44	非イオン界面活性剤	○
45	フェノール類	○
46	有機物(TOC)	○
47	pH値	○
48	味	
49	臭気	○
50	色度	○
51	濁度	○
52	残留塩素	
53	水温	◎

NO.	水質基準項目	原水水質検査
		簡易水道施設全地区(16箇所)
		4月・7月・10月・1月
	指標菌（大腸菌・嫌気性芽胞菌）	○

水質基準の項目と検査頻度(給水栓水)

○:検査を行う項目 ◎:現場で検査を行う項目